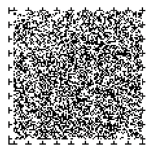


世田谷区

性の多様性 HANDBOOK

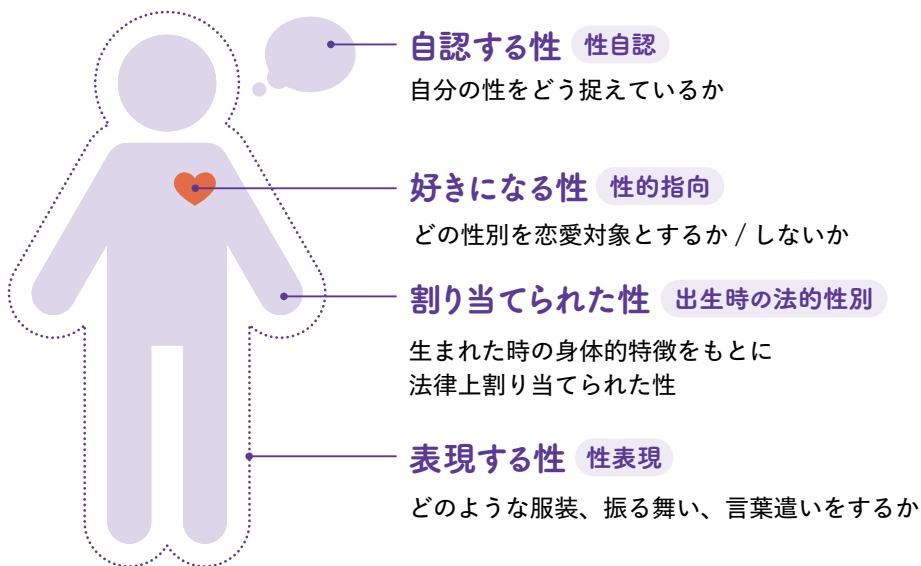
～「いない」じゃなくて、
「言えない」「言わない」だけ～





1. 性のあり方って？

性のあり方は、主に4つの要素で形づくられますが、組み合わせはさまざまです。



2. LGBTQ って？

「LGBTQ +」と表現されることもあります。 「+」は、L・G・B・T・Qに限らない多様な性を指します。例えば、性自認が「男性」「女性」で言い表せない人（ノンバイナリー）や性的指向が特定の誰かに向かない人（アセクシュアル）などが含まれます。



Lesbian レズビアン

性自認が女性で女性が好きの人



Gay ゲイ

性自認が男性で男性が好きの人



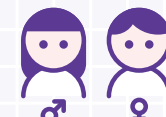
Bisexual バイセクシュアル

男性・女性どちらも好きになる人



Transgender トランスジェンダー

生まれた時に割り当てられた性と
性自認が異なる人



Questioning クエスチョニング

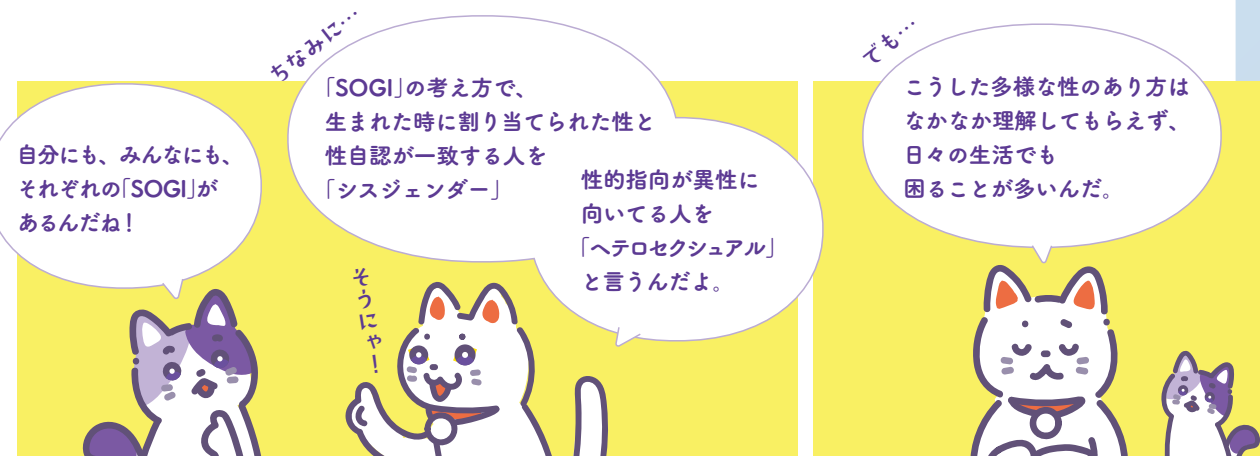
性のあり方が定まっていない人、
あるいは決めていない人



3. SOGI って？

SOGI（ソジ）とは、「性的指向」（Sexual Orientation）と「性自認」（Gender Identity）の頭文字を組み合わせた言葉です。**全ての人の性のあり方を説明する言葉**として、使われています。

性表現（Gender Expression）から“E”をとって、SOGIE（ソジー）とする場合もあります。

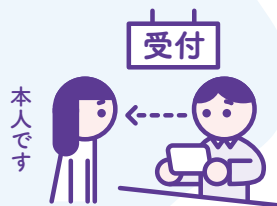


4. 性的マイノリティ※当事者の日常の困難さ

※本書では、「LGBTQ+」を含め、多様な性のあり方を総称し、「性的マイノリティ」という言葉を使用しています。

暮らし

- 性自認に沿った性別移行を親が尊重してくれない
- 見た目と身分証明書に記載されている性別が一致しないので、何度も本人確認されることが苦痛
- 性のあり方について、メディアでネタにされたり、否定的な扱いを受けて傷ついた
- 同性カップルとして認識されない
- 地域の中で噂されて孤立し、引っ越しをせざるを得なかった
- 同性パートナーと死別しても葬儀に呼ばれなかった / 財産を相続できなかった



就労

- カミングアウトしたところ、面接を打ち切られた
- カミングアウトすること / しないことを職場や上司から強要された
- 自分の性のあり方を理由に正当な評価がされず、キャリアアップを諦めた
- 福利厚生において、パートナーを配偶者(夫や妻)として認めてもらえない



学校

- 「ホモ」「おかま」「レズ」など差別的な言葉を投げかけられたり、笑いのネタにされた
- 自分の性のあり方について差別やいじめを受け、学校に行けなくなった
- 安心して相談できる人や場所がない
- 戸籍上の性別で制服や役割が決められるため、苦痛を感じる



医療

- ホルモン療法に健康保険が適用されず、経済的負担となっている
- 性的マイノリティの知識を持った医療従事者が少ない
- 性自認に添った入院ができない
- 家族と認められず、同性パートナーと面会できなかった



出典・参考:「性的指向および性自認を理由として私たちが社会で直面する困難リスト」(LGBT 法連合会)及び当事者の声の一部抜粋による

5. 多様な性のあり方を尊重するために私たちができること

●アウティングをしない

「アウティング」とは、本人の同意なく、性のあり方を第三者へ暴露することを言います。

アウティングされた人は、深く傷つき、それまでの生活が送れなくなったり、生命に関わる場合もあります。

⚠️ アウティングは重大な人権侵害です。絶対にやめましょう。



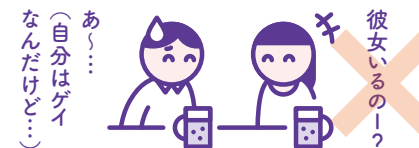
●性的な言動等※に注意する ※性的指向、性自認、性別役割等

性的マイノリティであることを理由にからかう・いじめる、侮辱的な表現(ホモ、レズ、オカマ等)を使う、性的マイノリティかもしれないと噂すること等は相手が性的マイノリティでなくても許されません。また、「男/女のくせに」「男/女だから」といった性別役割に基づく言動にも注意が必要です。

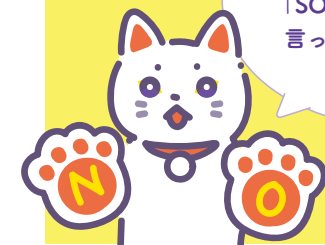


●性のあり方等※を決めつけない ※性的指向や性自認等

人にはさまざまな性のあり方や生き方があります。性的マイノリティであるかに関わらず、見た目で相手の性自認や性的指向を決めつけたり、恋人・結婚・子どもに関することを当然のように尋ねたり、性別役割を押しつけたりせず、多様なあり方そのものを尊重していきましょう。

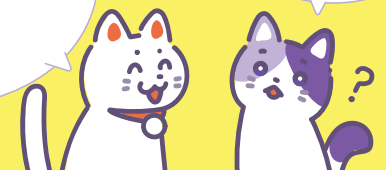


こうしたアウティングや差別的な言動などは「SOGI ハラスメント」って言って、やってはいけないよ。



世田谷区では、条例を定めたり、宣誓の取組みを実施して、理解促進を行っているんだ。

条例、宣誓の取組み?



6。だれもが自分らしく暮らせるまちへ

区民のみなさんとともに、事業者、区が一体となって男女共同参画と多文化共生を推進することにより、多様性を認め合い、人権を尊重する地域社会を実現することを目指し、「**世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例**」を制定しました(平成30年4月1日施行)。

条例第8条の基本的施策には、「性的マイノリティの性等の多様な性に対する理解の促進及び性の多様性に起因する日常生活の支障を取り除くための支援」を位置付け、区の施策として取り組んでいくことを定めています。



条例の
詳しい内容は
こちら▶



●宣誓するとどうなるの？

パートナーシップ宣誓またはファミリーシップ宣誓をされた方には、宣誓書受領証を交付します。宣誓書受領証は、A4版とカード版の2種類があります。

※本書では、例としてパートナーシップ宣誓用の宣誓書受領証を掲載しています。

行政サービスや
民間サービスでも活用の
場面が増えているよ！



パートナーの方々が
利用できる行政サービス等
のご案内はこちら▶



ファミリーシップ宣誓用には、「ファミリーシップにある宣誓者(子・親)の氏名、通称、生年月日」が追加されます

A4版

第4号様式(第6条関係)

世田谷区パートナーシップ宣誓書受領証

世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例に基づく世田谷区パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第6条の規定により、以下のとおりパートナーシップの宣誓をされたことを証します。

区は、世田谷区基本構想で、個人の尊厳を尊重し、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築くことをめざしています。

また、世田谷区基本計画では、女性や子ども、高齢者、障害者、外国人、性的マイノリティなどを理由に差別されることなく、多様性を認め合い、人権の理解を深めるため、人権意識の啓発や理解の促進の推進についてうたっています。

今後もお二人が、世田谷区でいきいきと活躍されることを期待します。そして、ともに支え合い、歩まれるお二人のご多幸を心より願います。

ふりがな(氏名) _____ 年 月 日

ふりがな(通称) _____

(生年月日) _____

(住所) _____

(転入後の住所) _____

宣誓第 号

世田谷区長 保坂展人

7。多様な関係性を尊重する取組み

世田谷区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓

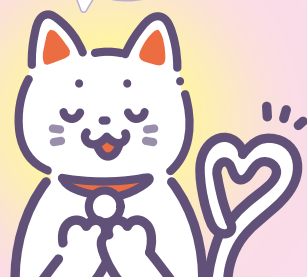
「世田谷区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓」は、宣誓を区長に対して行い、区長がその気持ちを受け止める取組みです。

平成27年11月から「世田谷区パートナーシップ宣誓」として開始し、令和4年11月からは、新たに「ファミリーシップ宣誓」を加え、現在は「世田谷区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓」として実施しています。

●誰が利用できるの？

パートナーシップ宣誓	性的マイノリティの方を含むカップル
ファミリーシップ宣誓	性的マイノリティの方を含むカップルとその子ども、親

当事者である区民の方々からの
「存在を認めてほしい」
という気持ちに応えるために
始まった取組みなんだよ！



カード版

第7号様式(第6条関係)

世田谷区パートナーシップ宣誓書受領証

パートナーシップにある宣誓者 _____ 様

パートナーシップにある宣誓者 _____ 様

丁目 番 号 _____ 丁目 番 号 _____

世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例に基づく世田谷区パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第6条の規定により、年 月 日にパートナーシップの宣誓をされたことを証します。

宣誓第 号 _____ 年 月 日

世田谷区長 保坂展人 印

ファミリーシップ宣誓用には、「ファミリーシップにある宣誓者(子・親)の氏名」が追加されます

▲表

パートナーシップにある宣誓者の戸籍等の氏名 _____

パートナーシップにある宣誓者の戸籍等の氏名 _____

1 この受領証は、個人の尊厳を尊重し、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築くことをめざす世田谷区の施策の一環であるパートナーシップの宣誓の取組みに基づき発行したものです。

2 この受領証の記載事項を訂正したものは、無効とします。

3 この受領証の交付を受けた方は、宣誓事項に変更がある場合又は宣誓が失効し、若しくは無効になった場合には、区に返還してください。

【発行所管課】 生活文化政策部人権・男女共同参画課 電話 03-6304-3453 FAX 03-6304-3710

緊急連絡先等 _____

裏▶

世田谷区
パートナーシップ・
ファミリーシップ宣誓の
詳しい情報は
こちら▼



実際に
宣誓した人は

パートナーシップ・
ファミリーシップ宣誓を
どう思ってるんだろう？



じゃあ宣誓者の
インタビューを
見てみようよ！

私たちが家族として 初めて認めてくれたのが世田谷だった

(高島由美子さん・モンキー高野さん)

10年前、世田谷区の同性カップルたちがパートナーシップ宣誓書を作ろうと動き始めたとき、「そんな制度ができたらすごいな」と思ったのを覚えています。区長や職員の方の前で、これまでの悩みや「ふたりで関係を築いてきた想い」を率直に伝えた際に、区長からとても親身に声をかけてもらい、胸が熱くなりました。世田谷区が私たちを「家族だよ」と初めて認めてくれたことが、本当にうれしかった。この10年、支えられながら歩んできましたが、制度はまだ十分に知られていません。だからこそ、制度があるだけでなく、誰もがお互

いを受け入れ合える——そんな社会になってほしいと願いながら、これからも一步一步、歩んでいきたいです。



私たちもこのまちに住んでいる、 多様な家族のひとつ

(小野春さん・西川麻実さん)

私たちは以前の結婚でそれぞれ子どもを得てのちにシングルマザーになり、その後出会い、世田谷区で一緒に暮らし始めました。子どもたちが小さかった頃、よく砧公園でピクニックしたのは家族の幸せな記憶です。しかし当時、パートナーの子どもが緊急入院となったとき、自分を家族だと証明できる公的な書類がなく、入院手続きができませんでした。それがこの10年で同性パートナーシップ宣誓ができ、3年前にはファミリーシップ宣誓も始まり、子どもたちを家族として宣誓できるようになりました。

すでに多様な家族が暮らすこの世田谷区で、私たちのような家族も“お隣さん”として、皆さんと一緒にまちを育てていけたらうれしいです。



ここでならカップルだと 胸を張って歩ける

(KANE さん・KOTFE さん)

仕事を辞めて京都から引っ越すまで、ずっとゲイであることを隠して生きてきました。そんな中、日本で初めてパートナーシップ宣誓を始めた世田谷区なら、受け入れてもらえるかもしれないと思ったんです。宣誓が始まった後も、改善を続ける区の姿勢に、ここでなら胸を張って歩ける気がしました。どれだけ僕たちが「14年一緒に暮らしている」と言葉にしても、証明手段がなく不安でしたが、区に宣誓を受け入れられて初めて“認められた”と感じました。性的少数者は「身近にいない」と思われがちですが、「ここにいる」と示すことが大事だと思って

います。

結婚“できる・できない”ではなく、“する・しない”を、誰もが悩み、選べる。そんな社会になってほしいです。



パートナーシップ・
ファミリーシップ宣誓で
家族であることを公に示して
いくことができるんだね。

このまちで
一緒に暮らしている。
それに気づくことが
できたよ。

身近な存在だって
分かったでしょ？

そうだね。

でも

見かけたことは
ないよ。

そんなに
いないってこと？

そんなことないよ。

「言えない」
「言わない」
だけなんだ。

8. 「いない」じゃなく、 「言えない」「言わない」だけ

区が令和6年度に実施した「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」では、「自分の性のあり方（好きになる相手の性別や自分の性別への違和感など）」に悩んだ経験のある人は4%でした。令和7年4月1日の世田谷区の人口で換算すると、約37,000人で、**25人に1人**は悩んだ経験があるということになります。小・中学校であれば、1クラスに1人はいる割合です。

周りの人の性のあり方に関する悩みに耳を傾けることは、**多様なあり方を理解する第一歩**になります。



9. あなたも SETAGAYA ALLY に!

ALLYとは、性的マイノリティの理解者・味方を意味します。
あなたも ALLY になりませんか?

✓ 今日からできること

- ☐ 自分の身近に性的マイノリティがいるかもしれないと思って行動する。
- ☐ 性的マイノリティについて、自分から知ろうとする。
- ☐ 性的マイノリティをネタにした笑いやいじめを見て見ぬふりをしない。
- ☐ 6色のレインボーを身に着けたり、ALLYであることを発信する。
- ☐ 性的マイノリティをよく知らない、誤解している人へ正しい情報を発信する。



相談窓口

世田谷区

世田谷区立男女共同参画センターらぶらす

セクシュアル・マイノリティのための 世田谷にじいろひろば

電話相談

専用電話番号：03-6805-5875

毎月第1・3金曜 14:00～17:00 毎月第2・4金曜 18:00～21:00

交流スペース

毎月第4土曜 13:00～15:00（要予約）

対面相談

毎月第4土曜 15:15～15:55（要予約）

総合支所 保健福祉センター 健康づくり課

こころの 不調や悩みの 相談

世田谷地域：03-5432-2896 北沢地域：03-6804-9667

玉川地域：03-3702-1982 砧地域：03-3483-3166

烏山地域：03-3308-8246

月～金曜 8:30～17:00 祝休日・年末年始を除く

教育相談室 教育相談

電話相談

総合教育相談ダイヤル：03-6453-1520

月～金曜 9:00～18:00 祝休日・年末年始を除く

来室相談

月・水・金曜 9:00～17:00

火・木曜 9:00～18:00

祝休日・年末年始を除く

東京都

Tokyo LGBT 相談

（東京都性自認及び性的指向に関する専門相談）

電話相談

050-3647-1448

火・金曜 18:00～22:00 祝日・年末年始を除く

LINE 相談

月・水・木曜

17:00～22:00（受付は21:30まで）

祝日・年末年始を除く

LINE
友だち追加



その他

一般社団法人社会的包摂サポートセンター

よりそいホットライン

電話相談

0120-279-338 24時間受付

東京弁護士会

セクシュアル・マイノリティ 電話法律相談

電話相談

03-3581-5515

毎月第2・第4木曜（祝祭日の場合は翌金曜に実施）

17:00～19:00



にじニャン

お問い合わせ

世田谷区 生活文化政策部 人権・男女共同参画課

TEL 03-6304-3453

FAX 03-6304-3710

監修：世田谷区立男女共同参画センターらぶらす 世田谷にじいろひろば電話相談員／
世田谷DPR／認定NPO法人 ReBit

令和7年10月発行